

春日消防本部跡地の利活用について

1 物件概要

(1) 敷地情報

所在地：つくば市春日1-9 敷地面積：8,242.37 m²
区域区分：市街化区域 建蔽率／容積率：60％／200％
地域地区：第二種中高層住居専用地域、第二種文教地区・第二種高度地区
第二種住居地域(西大通りから30m)、第三種文教地区・第三種高度地区
上水道：市水道 下水道：市下水道
アクセス：圏央道つくば中央ICから約5.3km、TXつくば駅から約1.8km

(2) 主要建物

施設名	中央消防署	筑南消防本部
竣工年	昭和50年	平成3年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階	地上3階
延床面積	2065.85 m ²	704.923 m ²
耐震性能	旧耐震	新耐震

2 経過

これまで、水素ステーション(平成28年3月から令和元年5月)や旧春日庁舎に勤務していた経済部の職員駐車場(平成30年4月から令和元年5月)などとして活用。

3 利活用の事業概要

(1) 利活用の目的

発達に遅れのある又は障害のある子どもの支援を行う児童発達支援センターについては、各自治体に設置が求められており「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」(別紙参照)を開催してきた。昨年7月に必要な機能等についての提言がまとめられ、設置場所に関しては、「意見の一致は見なかったものの、児童発達支援センターの設置場所については①中央消防庁舎跡地、②桜庁舎跡地、③豊里保健センターの順番で賛成が多かったことから、つくば市に対して、その順番でさらに検討を進め、予算を確保した上で、設置することを求めます。」とされたことから、設置検討を進めるもの。

(2) 利活用の内容

- ・筑波大学より、「つくば市消防署跡地利用計画」の提出（平成 29 年）
- ・発達に遅れのある又は障害のある子どもの支援を行う児童発達支援センターの事業運営には、隣接する筑波大学の学術、診療機能等の協力が必要であり連携して事業を実施していく。
- ・現段階の案では、筑波大学が主体で P F I 事業（民間の資金と経営能力、技術力を活用した公共事業の手法）で建物を新設し、つくば市がその一部を借りる想定。
- ・児童発達支援センターの新設にあたり、保健センター（母子部門）、教育局相談部門等の併設も検討し、子どもの成長過程に応じた切れ目のない適切な支援体制の整備を行うことを目的とする。
- ・児童発達支援センターでは、児童発達支援事業に加え、新しく障害児相談支援事業（令和 2 年度事業開始予定）、保育所等訪問支援事業（令和 3 年度事業開始予定）を実施する。

4 今後の予定

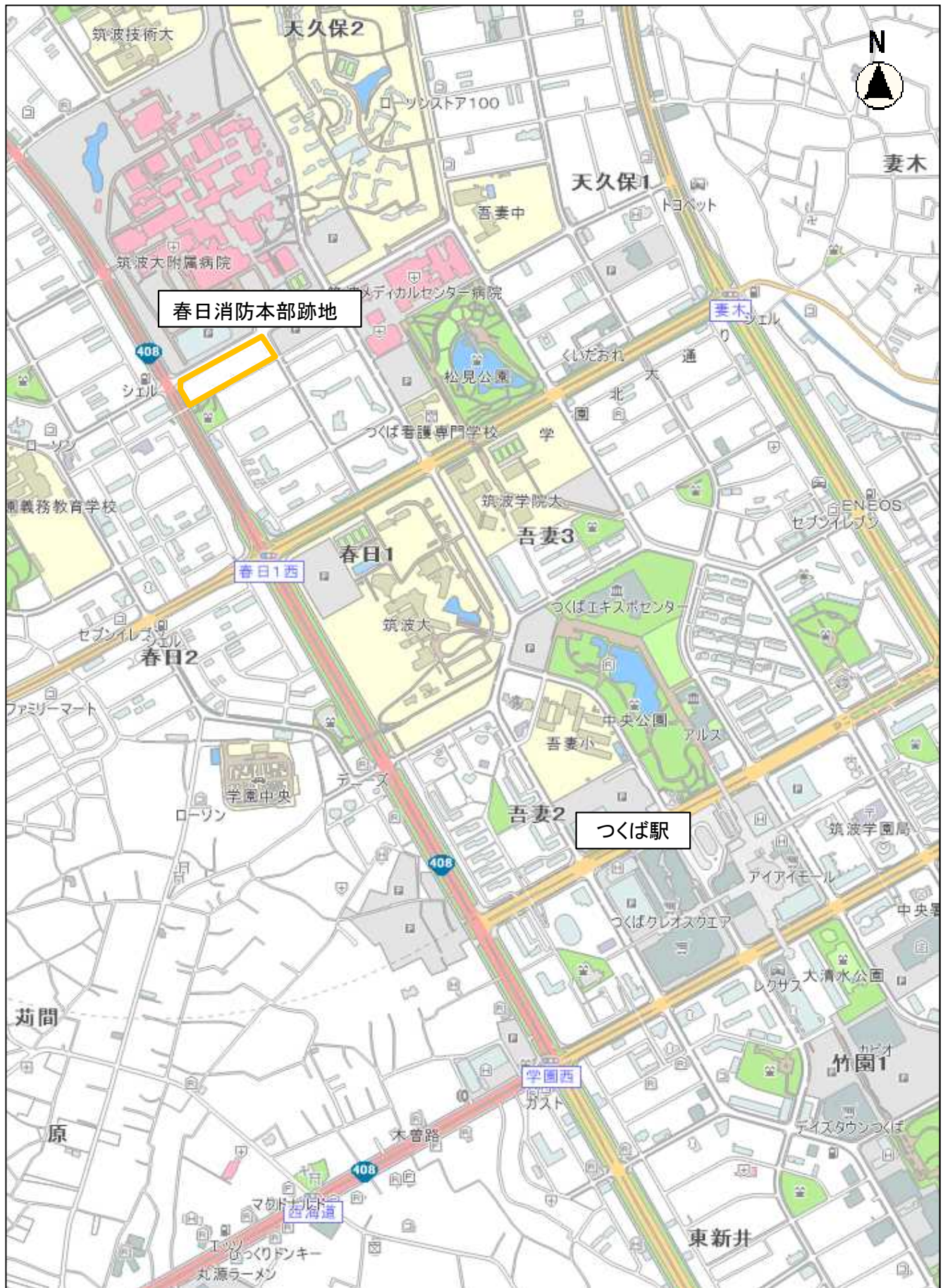
【つくば市】

令和 2 年（2020 年）1 月	覚書締結
令和 2 年（2020 年）3 月	利活用方策検討会

【筑波大学】

令和元年(2019 年)	9 月～	PFI 導入可能性調査・検討
令和 2 年(2020 年)	3 月	実施方針公表
令和 2 年(2020 年)	4 月	事業者選定手続の開始

春日消防本部跡地 位置図



縮尺 1 : 10000

(C)PASCO (C)INCREMENT P

航空写真及び用途地域



つくば市児童発達支援センター 整備に関する提言

令和元年7月

つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会

<目次>

- 1 つくば市児童発達支援センターの整備に関する提言について・・・・・・・・・・ 1
- 2 つくば市における発達障害児等の現状について・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 つくば市における発達障害児等への支援体制の課題について・・・・・・・・・・ 14
- 4 児童発達支援センターの整備に関しての基本理念について・・・・・・・・・・ 16
- 5 児童発達支援センターの機能について・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 児童発達支援センターに必要な人員・設備について・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 児童発達支援センターの設置場所について・・・・・・・・・・・・・・ 22

1 つくば市児童発達支援センターの整備に関する提言について

平成 30 年度から始まるつくば市障害児福祉計画（第 1 期）において、平成 32 年度(2020 年度)までの目標に、児童発達支援センターの設置を含む、障害児支援の提供体制の整備が掲げられており、今般、「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」(メンバー別紙参照)において、5 回にわたって検討してきました。

児童発達支援センターは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定される施設で、発達に遅れのある又は障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう、家族への支援も行う施設です。また、地域における中核的な支援機関として、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言など地域支援をあわせて行います。児童発達支援センターでは 18 歳未満の障害児や家族を対象とした相談や事業が実施され、国は、児童発達支援センターについて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のほか、「障害児福祉計画に係る基本指針」や「児童発達支援ガイドライン」などで施設や運営の基準、提供すべき支援の内容等を示しています。

本検討会の意見として、子どもの成長過程に応じた切れ目のない適切な支援を提供するために、児童発達支援センターの機能を整理するとともに、必須機能と期待される役割を担うための機能を併せもつ複合施設のメリットを十分に活かすことを目指すことを求め、提言をまとめました。

2 つくば市における発達障害児等の現状について

市保健センター、保育所等、公立幼稚園、公立小中学校特別支援学級、県立特別支援学校、市障害福祉課、市直営事業所の取組をまとめるとともに障害福祉サービスの利用状況を以下に記します。

(1) 障害児（18 歳未満）の人数の推移

障害児（18 歳未満）の人数は、30 年度には療育手帳（知的障害）所持者は 400 人を超え、身体障害者手帳所持者は 170 人前後を推移し、精神障害者保健福祉手帳所持者は 30 年度は 28 人となっていますが、年々、増えています。

●療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数（18 歳未満）の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
療育手帳所持者	378	364	385	394	405
身体障害者手帳所持者	170	160	162	177	163
精神障害者保健福祉手帳所持者	10	11	16	22	28
合計	548	524	547	571	596

各年度末現在（単位：人）

*障害者（18 歳以上）の人数の推移

障害者（18 歳以上）の人数は、年々増加しており、療育手帳（知的障害）所持者は 800 人程度、身体障害者手帳所持者は 5,000 人弱、精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増え、1,200 人を超えています。

●療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数（18 歳以上）の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
療育手帳所持者	654	708	739	784	826
身体障害者手帳所持者	4,754	4,779	4,756	4,752	4,876
精神障害者保健福祉手帳所持者	769	821	912	1,027	1,266
合計	6,177	6,308	6,407	6,563	6,968

各年度末現在（単位：人）

（２）市保健センターの取組（赤ちゃん訪問、幼児健診、のびのび子育て教室の状況）

市の保健センターでは、赤ちゃん訪問事業、幼児健診、のびのび子育て教室事業を行っています。

①赤ちゃん訪問事業の推移（保健センターの家庭訪問）

つくば市へ出生届があった人を対象として、地区の保健センターより保健師が訪問しています。訪問して気になる母子についてはフォロー者として抽出し、すこやか相談や再訪問等の対応をしています。なお、未訪問者については、電話連絡や乳児健診受診、予防接種状況等を確認するなどして、全対象者を把握しています。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対象者数	2,307	2,372	2,302	2,298	2,323
実 施 数	2,268	2,326	2,257	2,258	2,277
フォロー者数	394	410	234	349	348

各年度末現在（単位：人）

②幼児健診の状況

幼児健診を1歳6ヶ月と3歳で行っており、各健診時に精神面（言葉の遅れ、多動・自閉傾向など）や身体面（視覚の異常、尿検査陽性者など）の所見があったり、観察において発育が心配された児童をフォロー者としています。医療機関での発達支援や児童発達支援事業の利用に繋がっていない児童を対象として、電話や訪問、各種の相談窓口や療育事業に繋げるフォローを行っています。

●1歳6ヶ月健診（各保健センターにおいて開催）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対象者数	2,354	2,298	2,427	2,411	2,380
受診者数	2,230	2,188	2,334	2,311	2,316
フォロー者数	246	233	275	208	197

各年度末現在（単位：人）

●3歳健診（各保健センターにおいて開催）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
対象者数	2,360	2,368	2,392	2,491	1,643
受診者数	2,256	2,249	2,287	2,395	1,662
フォロー者数	549	318	359	310	265

各年度末現在（単位：人）

③のびのび子育て教室事業の利用状況（大穂・谷田部保健センターにおいて開催）

健診後に発達が気になる児童の保護者へ本事業への参加を推奨し、児童の発育を促したり、保護者の子育てに関する相談に対応しています。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施回数	46	48	48	48	48
延べ利用者数	522	480	516	484	498
実利用者数	63	58	61	49	56

各年度末現在（単位：人）

（3）幼稚園、保育所等の取組

①保育所等における、障害者手帳所持児童等への対応状況

平成31年4月1日現在、市内22公立保育所に計1,685人の児童が在籍しており、この内、障害者手帳所持児童19人、それ以外に特別な支援や配慮を要する児童は167人です。障害児対応の加配職員を常勤で52人（短時間を含めると延べ169人）配置して対応しています。

②公立幼稚園における、障害者手帳所持児童等への対応状況

平成31年4月1日現在、市内の全16公立幼稚園に計838人の児童が在籍しており、この内、障害者手帳所持者13人、それ以外に特別な支援や配慮を必要とする児童は151人です。在籍児童の安全確保や生活支援等を業務とする臨時職員（障害児介助員）を全園（計43人）に配属しています。

●幼稚園、保育所等の特別な支援や配慮を要する児童の状況

	施設数	手帳所持 児童数	手帳のない 要配慮 児童数
公立保育所	22	19	167
公立幼稚園	16	13	151
民間保育所等(※)	50	—	—
合 計	88	32	318

令和元年度当初現在(単位：施設数、人)

※ 公立保育所の手帳所持児童数は、保育所で把握している人数

※ 民間保育所等は、民間保育所、認定こども園、小規模保育施設を含む

(4) 公立小中学校特別支援学級の実施

①特別支援学級の児童・生徒数の推移

障害のある児童・生徒の数は増加の傾向が続いており、特に自閉症・情緒障害特別支援学級では、平成27年度から令和元年度にかけて小学校で137人増加しました。(約50%増)

●公立小学校特別支援学級数及び児童・生徒数の推移

	27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
知的	21	73	21	81	23	88	25	113	28	127
自・情	49	273	54	314	58	347	60	377	67	410
合計	70	346	75	395	81	435	85	490	95	537

各年度当初現在(単位：学級、人)

●令和元年度の学級数及び在籍者数（前年比）

特別支援学級	学級数	小	97（+9）	中	41（-1）	全体	138（+8）
	在籍数		542（+44）		196（+20）		738（+64）
	学級内訳：知的（43） 自・情（92） 言語（1） 難聴（2）						
通級指導教室	4学級【二の宮小・春日学園・学園の森・手代木中】 35名在籍（±0学級・－1人）						
通常学級在籍の 要支援児童生徒	人数	小	890人(+182)	中	329人(+29)	全体	1,219人(+211)
	割合		6.2%		5.8%		6.1%

令和元年度当初現在（単位：学級、人）

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

②学級別の学習内容等

教育課程は、原則として小中学校学習指導要領に基づいて編成しますが、特に必要がある場合は、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合わせて編成することができます。

	自閉症・情緒障害、 言語障害、難聴	知的障害
各教科の指導	当該学年の各教科が原則	下学年の指導及び「各教科等を合わせた指導」の導入可能
道徳や特別活動の指導	必ず実施	必ず実施するが「各教科等を合わせた指導」の形態の中で実施可能
自立活動の指導	必ず実施	必ず実施するが「各教科等を合わせた指導」の形態の中で実施可能
つくばスタイル科の指導（小学校外国語活動を含む）	必ず実施①全校②学年または学級③支援学級④支援学級合同	原則実施、特別支援学校同様（実施なし）は妥当な理由が必要

③特別支援教育支援員配置数の推移

平成 29 年度より特別支援教育推進室が設置されています。28 年度までは概ね 60 人程度の支援員配置でしたが、翌年度より配置数は大幅に増やしています。

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
58	61	63	106	123

各年度末現在（単位：人）

●特別支援学級及び通級指導教室の設置内容等

	障害種	学級設置基準	支援学級等での授業時間数
特別支援学級	知的障害	5～8人	児童生徒の実態に応じて最適な時数を設定し、個別の指導計画に明記して実施する。
	自閉症・情緒障害	3～8人	
	言語障害・難聴	3～8人	
通級指導教室 (通常の学級在籍)	LD、ADHD/自閉症 情緒障害、言語等	概ね利用者 10人あたり 担当者1人	週当たり1～8時間程度が原則

平成30年度 つくば市小・中・義務教育学校 特別支援学級等 設置数等一覧

〈小学校・義務教育学校〉

No.	学校名	知的	自・情	言語	難聴	(通級)
1	桜学園栄小		○			
2	桜学園九重小		○			
3	桜学園栗原小		○			
4			(増級)			
5	桜並木学園桜南小	○				
6			○			
7			○			
8			(増級)			
9	桜並木学園並木小		○			
10			○			
11	竹園学園竹園東小				○	
12		○				
13			○			
14			○			
15			○			
16	竹園学園竹園西小	○				
17			○			
18			○			
19			○			
20	吾妻学園吾妻小	○				
21				○		
22			○			
23			○			
24			○			
25	輝翔学園谷田部小	○				
26		○				
27			○			
28			○			
-			(減級)			
-			(減級)			
29	輝翔学園谷田部南小	○				
30	高山学園真瀬小	○				
31			○			
32	高山学園島名小	○				
33			○			
34			○			
35			(増級)			
36	洞峰学園小野川小	○				
37			○			
38			○			
-			(減級)			
39	洞峰学園二の宮小	○				
40			○			
41			○			
通①						○
42	洞峰学園東小		○			
43			○			
44	光輝学園葛城小		○			
45			○			
46	光輝学園手代木南小	○				
47		○				
48			○			
49			○			
50	輝翔学園松代小	○				
51			○			
52			○			
53	豊里学園沼崎小	○				
54			○			
55			○			
56	豊里学園上郷小	(新設)				
57			○			
58			○			
59	大穂学園大曾根小	○				
60			○			
61			○			
62	大穂学園前野小		○			
63	大穂学園要小		○			
64	大穂学園吉沼小	(新設)				
65			○			
66			○			
67	茎崎学園茎崎第一小	○				
68		○				
69			○			
70			○			

No.	学校名	知的	自・情	言語	難聴	(通級)
71	茎崎学園茎崎第二小	○				
72			○			
73	茎崎学園茎崎第三小	(新設)				
74			○			
75	春日学園義務教育		○			
76	(前期課程)		○			
77			○			
-			(減級)			
通②						○
78	秀峰筑波義務教育	(新設)				
79	(前期課程)	(新設)				
80			(新設)			
81			(新設)			
82			(新設)			
83	学園の森義務教育	(新設)				
84	(前期課程)	(新設)				
85		(新設)				
通③						(新設)
86	みどりの学園義務教育	(新設)				
87	(前期課程)		(新設)			
88			(新設)			

〈中学校・義務教育学校〉

89	桜学園桜中	○				
90			○			
-			(減級)			
91	竹園学園竹園東中	○				
92			○			
93			○			
94					○	
95	桜並木学園並木中	○				
96			○			
97			○			
98	輝翔学園谷田部中	○				
99			○			
100			○			
101			○			
102	高山学園高山中	○				
103			○			
104	光輝学園手代木中	○				
105			○			
通④						(新設)
106	豊里学園豊里中	○				
107			○			
108	大穂学園大穂中	○				
109			○			
110			(増級)			
111	洞峰学園谷田部東中	○				
112			○			
113			○			
114			○			
-			(減級)			
115	吾妻学園吾妻中		○			
116		(新設)				
117	茎崎学園茎崎中	○				
118			○			
119	高崎学園高崎中	○				
120			○			
121			(増級)			
122	春日学園義務教育		○			
123	(後期課程)		○			
再掲						○
124	秀峰筑波義務教育	(新設)				
125	(後期課程)	(新設)				
126			(新設)			
127			(新設)			
128	学園の森義務教育	(新設)				
再掲	(後期課程)					(新設)
129	みどりの学園義務教育	(新設)				
130	(後期課程)		(新設)			
設置学校数		43	小27	中12	義務教育4	
設置学級数		130	小74	中33	義前14	義後9
(知的障害)		40	小22	中12	義前3	義後3
(自閉症・情緒障害)		87	小49	中21	義前11	義後6
(言語障害)		1	小1	中0	義前0	義後0
(難聴)		2	小1	中1	義前0	義後0
通級指導教室		4	小1	中1	義務教育2	

(5) つくば特別支援学校の取組

●在籍児童生徒数（※A 部門:知的障害教育部門、B 部門:肢体不自由教育部門）

部門（※）	小学部	中学部	高等部	合計
A 部門	95	70	77	242
B 部門	61（7）	30（1）	23	114
合 計	156	100	100	356

令和元年5月末現在（単位：人）

①在学中の放課後等デイサービス（障害児通所支援）の利用状況

利用している児童生徒は272人（78％）で、つくば特別支援学校に送迎車両が乗り入れている事業者数は51事業所に上っています。

部門	小学部	中学部	高等部	合計
A 部門 （知的）	84	51	51	186
B 部門 （身体）	48	25	13	86
合 計	132	76	64	272

令和元年5月末現在（単位：人）

肢体不自由教育部門では、小・中学部の児童生徒の約半数が障害児相談支援事業所と利用契約をしており、早い時期から「障害児支援利用計画」を作成して、福祉サービスを適宜利用する児童が増えてきています。

②高等部卒業後の進路状況

高等部３年生の卒業時には、全ての生徒が障害者相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターに契約・支援登録を行い、在学中から卒業後の支援に関する情報交換を行っています。

部門	就労		総合支援法サービス		地域生活支援	進学	在宅	その他	合計
	一般事業所	その他	日中系	訪問系					
A 部門	6	0	29	0	0	0	0	10	45
B 部門	0	0	10	0	1	0	0	0	11

平成 30 年度末現在（単位：人）

＊幼児教育から特別支援学校への対象児童の特別支援情報の共有

３段階の手続を経て引き継がれており、まず、就学前に保護者との教育面談から対象児童の実態等を聞き、併せて幼児教育を受けた各機関（幼稚園や保育所等）に、つくば特別支援学校の書式による聞き取り書類を作成いただきます。その後、聞き取り書類を基に各機関に特別支援学校の職員が出向き、機関の担当者と対象児童の支援情報を共有します。

（６）市役所における発達相談等の取組

市役所障害福祉課等への来所や電話、保健センター等出先機関などで実施している発達相談では、ここ数年相談の増加傾向が見られます。平成 30 年度では、新規相談件数（412 人）、延べ件数（1288 件）となり、早期対応が難しくなっていますが、新規の方は初回相談枠を設けて対応しています。また、ペアレントトレーニングや保育所巡回相談も行っています。

●発達相談件数全体の推移

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
新規相談件数	—	284	322	373	412
実相談件数	456	539	673	699	725
延べ相談件数	713	888	1,026	1,421	1,288
発達検査等	87	135	190	213	284

各年度末現在（単位：人）

●ペアレントトレーニング参加人数の推移

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実人数	—	5	15	16	15
延べ参加回数	—	30	76	87	73

各年度末現在（単位：人）

●保育所巡回相談件数の推移

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実相談件数	—	383	381	401	304
延べ相談件数	—	577	587	667	447

各年度末現在（単位：人）

(7) 障害児福祉サービス等の利用者の状況

つくば市における障害児通所支援の給付量は年々増加しており、特に放課後等デイサービスは、事業所の新規参入や制度の認知度の向上により、サービス利用が大幅に増加しています。障害児相談支援は市内に対応可能な事業所数が少ないため、家族の負担が大きく介護給付も併用する重症心身障害児等を優先的に決定しています。

●福祉サービスの支給決定児童(18歳未満)

障害者総合支援法 (介護給付)	利用事業所数 (うち市内)	支給決定 者数
身体介護	5 (3)	18
通院等介助	2 (2)	4
行動援護	3 (3)	7
短期入所	13 (4)	93

児童福祉法 (障害児通所支援)	利用事業所数 (うち市内)	支給決定 者数
児童発達支援	34 (19)	374
放課後等デイサービス	66 (34)	476
保育所等訪問支援	2 (0)	2
障害児相談支援	16 (9)	105

平成30年度末現在(単位:人)

●医療的ケア児・強度行動障害児等の状況

区分	人数
重症心身障害児※1	66
呼吸器機能障害児※2	12
強度行動障害児※3	43

平成30年度末現在(単位:人)

※1 重度の肢体不自由(1級・2級)と重度の知的障害(A・OA)が重複した児童

※2 呼吸器機能障害(1級・3級)の児童

※3 福祉サービスにおける行動援護を必要とする児童

(行動援護判定基準表のスコアが10点以上の児童)

●年度ごとの障害児通所支援サービス支給決定者数

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
児童発達支援 (市直営事業所含む)	175	192	267	276	374
放課後等デイサービス	174	224	309	424	476
保育所等訪問支援	1	0	0	1	2
障害児相談支援	4	27	48	80	105

平成 30 年度末現在 (単位：人)

●市直営の児童発達支援事業所（福祉支援センターさくら・とよさと・くきざき）の利用状況

事業所名	1 日当たり定員	開所日数	利用登録人数	延べ利用人数
さくら	20	232	66	2,139
とよさと	20	232	45	1,376
くきざき	10	232	31	1,136

平成 30 年度末現在 (単位：人)

3 つくば市における発達障害児等への支援体制の課題について

発達障害児等に関する現状における課題としては、大きく分けて以下の事項が考えられ、これらに対し、誰も取り残さないというSDGsの理念に沿って対応することを求めます。

○ 相談支援体制の不十分さ

- ・保健、福祉、子育て等の機関において、それぞれの分野における身近な相談、専門的な相談の相談窓口が用意されているが、各支援機関の支援内容を総合的に対応できる機関を設けることが必要ではないか。
- ・本来は対象者全員に事業所作成の支援利用計画（プラン）が必要だが、支援利用計画（プラン）作成を行う専門の相談支援事業所が少なく、拡充が必要ではないか。
- ・発達障害等の相談に行こうとしても、初回相談枠がある場合もあるが、予約が数ヶ月先の場合があり、対策が必要ではないか。

○ 療育の質の確保の必要性

- ・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、サービス量は大幅に増えてきているが、一方で質の確保がされていない場合もあり、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守を求めるなどその充実に向けて一定の基準を設けること、また、事業所職員に向けての研修も必要ではないか。
- ・児童発達支援や放課後等デイサービスで対応していない肢体不自由児、医療的ケアの必要な児童、重度行動障害のある児童に対する療育の場が限られており、児童発達支援を行う民間事業所と市直営の児童発達支援センターの役割分担が必要ではないか。
- ・療育については、保護者のレスパイトの意義もあることの周知が必要ではないか。

○ 幼稚園・保育所・小学校等における支援の質の確保の必要性

- ・幼稚園・保育所等において、支援が必要な子どもが増えているが、各所で取組みが異なっており、対応レベルをそろえるための発達障害等に関する合同研修が必要ではないか。
- ・インクルーシブ教育についてもっと取り入れていくことが必要ではないか。

○ 関係機関の連携不足

- ・関係機関（保健センター、保育所等、幼稚園、特別支援学級、特別支援学校など）の顔の見える関係が必要ではないか。
- ・上記関係機関が蓄積してきた情報がきちんと次のステージに引き継がれておらず、情報共有のルールが必要ではないか。
- ・関係機関をつなげる役割をもつハブ機関が必要であり、特に 18 歳以降のトランジション支援を意識することが必要ではないか。

○ 地域における発達障害に対する理解の不十分さ

- ・子どもを育てる保護者においては、一般的に障害や発達障害に対する知識や情報（療育・福祉サービス資源情報を含む。）が不十分であり、その周知が必要ではないか。
- ・障害や発達障害に対する周囲の理解や知識が不十分なため、保護者が精神的に苦しい思いをしたり、子どもに一貫性のない対応となることがあり、その周知が必要なのではないか。
- ・発達障害児等の保護者への支援の充実として、ペアレントトレーニングやピアカウンセリングを充実させることが必要ではないか。
- ・就労支援等により社会参加を促進することが必要ではないか。

4 児童発達支援センターの整備に関する基本理念について

子どもの発育に不安を感じている保護者が、切れ目のない支援の中、地域で安心して子育てができ、また、安定した環境の中で子どもたちが持っている能力を十分に伸ばし、子どもと保護者が将来の見とおしを立てられるようにすることが、児童発達支援センターの重要な役割と考えられます。

そのためには、まずは保護者の思いに寄り添い、関係機関が連携をしながら適切な支援を行い、地域住民が地域の子どものひとりとして、育ちを応援していけるような施設を目指すためのキーワードとして、

「気づく」「つなぐ」「支える」

を提唱します。

5 児童発達支援センターの機能について

上記の基本理念「気づく」「つなぐ」「支える」を実現するために、つくば市児童発達支援センターにおいて、以下の機能に整理して事業を推進するとともに、つくば市においては、設置前に取り組めることについては、令和元年度から実施できるよう努めていただきたい。

（１）相談機能について

～つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設～

「気づく」「つなぐ」

子どもの発達に不安を抱えている保護者にとって、相談は、療育につながるファーストステップですが、同時に最初のハードルにもなり得ます。児童発達支援センターの「総合相談窓口」は、子どもと保護者の相談を受ける総合的な相談機能を担い、専門相談の敷居が高く感じる保護者にとっては、総合相談窓口の橋渡しにより、スムーズに、より専門性の高い相談へとつなげることが可能となります。相談の中から子どもの発達に関する相談を療育部門で引き継ぎ、必要に応じて、保健師、臨床心理士等の専門職によるサポートやアドバイスを行うことが考えられます。

（２）児童発達支援事業について

～子どものそれぞれの発達特性に応じた児童発達支援の充実～ 「気づく」「支える」

障害や発達に不安のある子どもは、早い時期から適切な支援を受けることにより、生活上の困難が軽減されるとともに、不登校や引きこもりなどを防ぐことにもつながります。支援が必要な子どもに対し、早期に専門的な療育支援を行い、日常生活における基本動作や他者とのかわり方等について指導や訓練が求められています。

例えば、保健センターとの連携として、次のようなことが考えられます。

- ① 1歳6ヶ月健診、3歳健診当日に必要な応じて心理相談を実施。
- ② 1歳6ヶ月健診、3歳健診後、必要な応じて発達健診やことばの相談などを案内。
- ③ 1歳6ヶ月健診、3歳健診当日の心理相談の結果、必要な応じて心理経過観察を実施。
- ④ グループによる心理経過観察が適当と判断すれば、「のびのび子育て教室」を案内。

＊今後、5歳健診の実現可能性について検討することもあります。

（３）幼稚園・保育所等への支援について

～障害のある児童の参加・包摂を推進する支援～ 「気づく」「支える」

現在、幼稚園、保育所等には、障害児通所支援サービスを利用しながら通園している子どもやサービスは利用していないけれども何らかの支援を必要とする子どもが増えています。障害のある子どもの社会参加・包摂を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちも重要です。地域の幼稚園、保育所等でも適切な保育や教育が受けられるよう支援が求められています。

保育所等訪問支援として、幼稚園、保育所等で集団になじめていない子どもやその可能性がある子どもに関し、幼稚園、保育所等で訪問支援員が集団活動に加わりながら、子どもの特性等に合わせて、環境や活動の手順を調整し、保育所等を支援することが考えられます。

巡回相談事業として、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が保育所等を定期的に巡回し、支援を必要とする子どもへの関わり方や環境調整に対するアドバイスをを行い、子どもの発達や困り事の理解を深め、職員の障害児に対する対応等のスキルアップを行うことや、合同研修等を通じて市内の保育所等の統一的なスキルアップや課題の共有化を図ることが考えられます。

（４）関係機関及び民間事業所との連携・支援について（縦の連携・横の連携）

～切れ目のない一貫性のある支援体制づくり～

「つなぐ」「支える」

切れ目のない一貫した療育を行うためには、支援を必要とする子どもの成長の過程において、これまで関わってきた支援機関の支援方針や内容が共有され、引き継ぎ、更に発展させていくことが重要です。そのためには、民間の事業所等を含め保健・子育て・教育・福祉等の関係機関がしっかりと連携をしていくことが必要です。

今後は、児童発達支援センターが中心となり、複数の関係機関を対象としたケース会議や情報の共有や引継ぎを主とした移行支援に関する会議などを定期的に行うことが考えられます。（＊）

関係機関と連携していくには、情報の共有や集約が必要であり、現状では、保護者が「すてっぷのーとあゆむ」（つくば市版サポートブック）等を支援機関と共有することにより情報の共有や引継ぎがなされています。関係機関で適切に役割を分担しながら切れ目のない支援につなげるため、漏えい等の確実な防止を図るとともに、保護者や本人の同意等、法令に基づき適切な管理のもと、ルールを定めて支援情報などを共有することで、利用者の負担軽減や効率的な業務の運営、職員間・部署間の円滑な情報共有を図ることが考えられます。

また、市内で活動している児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所については、発達障害等に対する理解や支援スキル等一定程度の質を確保していくことが重要です。センターでは、市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等から、事業所に通所する子どもの支援に関する相談を受け、助言等の支援を行うほか、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」など、支援等に必要な情報の提供や研修等を行い、市内事業所のサービスの質が一定以上となるよう努め、ニーズにあった療育を提供できる体制をつくることが考えられます。

＊ 連携のための会議として考えられるものの例

○ 本人・家族が主となる会議 ： ケース会議

複合的な問題や困難を抱えている個別のケースに対し、関係者や専門家等が意見を交えることにより支援方法を検討するための会議であり、本人（子ども）、家族等やケースに関わっている関係者及び関係機関、必要に応じて専門家等の出席が想定される。

○ 関係機関が主となる会議（支援情報等の引継ぎ） ： 移行支援会議

ライフステージ（入園、就学、卒業時等）ごとの支援情報等の引継ぎを行うための会議であり、保健センター、保育園、幼稚園、小学校等が参加。

○ 関係機関が主となる会議（連携強化） ： ネットワーク会議

子どもの発達に関わる保健、医療、子育て、福祉の機関の連携を深めるため、情報共有や研修等を行う会議であり、子どもの発達にかかわる保健、子育て、福祉機関（事業所を含む。）の管理者等が参加。

（５）家族支援・地域支援機能について

～家族支援の充実と子どもの発達支援に係る地域支援者への支援～「つなぐ」「支える」

障害のある子どもを育てる家族に対し、子どもの育ちや暮らしを安定させることを基本に、保護者等を含めた支援として、子どもへの関わり方を学ぶペアレントトレーニングや、ペアレントガイダンス、家族へのカウンセリング、保護者会のフォロー等を行うことが考えられます。

また、地域の障害児理解が不十分なために、家族が心理的な負担を感じることも少なくありません。地域住民の事業所に対する理解、地域の子どもとしての温かい見守りを促進するためにも、障害児理解のための地域住民向けの講演会などを実施していくことが考えられます。

6 児童発達支援センターに必要な人員・設備について

基本理念や必要とされる機能等を踏まえ、児童発達支援センター（複合施設内で共有する部屋を含む。）内に、次の諸室を整備することが考えられます。

○業務	内 容	実 施 者
障害児相談支援 （必須）	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	相談支援専門員（実務経験、研修修了者）、管理責任者
児童発達支援 （必須）	日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識の技能や集団生活への適応のための訓練を行う。	児童指導員（教職員等）、保育士、機能訓練担当（言語聴覚士・作業療法士、理学療法士等）、栄養士、調理員、嘱託医、管理責任者
保育所等訪問支援 （必須）	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	訪問支援員（保育士等）、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等、管理責任者
関係機関連携	保健・福祉・子育て・教育部門が一体となって、相互に連携しながら、発達の気になるお子さんに切れ目のない支援を行う。	各部署相談担当職員（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、機能訓練担当専門職、教職員等）
家族支援・地域支援	発達の気になる子どもを育てる家族に対して、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを目的に支援を行う。また、障害のある子どもの地域社会への参加、包摂を推進する。	各部署支援担当職員（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、機能訓練担当専門職、教職員等）

○設備

- ・指導訓練室 ：定員おおむね 10 人。障害児 1 人当たりの床面積は 2.47 m²以上
- ・遊戯室 ：障害児 1 人当たりの床面積は 1.65 m²以上
- ・必要な設備 ：屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所、その他設備（交流スペース等）

○人員	設置基準	3福祉支援センター療育部門正職員計 10人は臨時職員（常勤換算）	市障害福祉課内専門職員	※保健センターの人員（正職員）
児童指導員（教職員等）	1人以上 総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上	—	—	—
保育士		6人 (9.9人)	—	—
栄養士	1人以上（障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる）	—	—	3人 (臨時職員)
調理員	1人以上（調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる）	—	—	—
児童発達支援管理責任者	1人以上	3人	—	—
嘱託医	1人以上	—	—	—
機能訓練担当（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等）	機能訓練を行う場合に置く 保育所等訪問支援等で専門職が支援を行う場合に置く	(0.48人)	言語聴覚士 3人 理学療法士 3人 作業療法士 6人	—
管理責任者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）	3人 (所長)	—	3人（所長）
相談支援専門員（実務経験、研修修了者）	1人以上	—	—	—
訪問支援員（保育士等）	1人以上	—	—	—
その他	必要な人員	看護師（兼務） 3人	臨床心理士 3人 臨床発達心理士 1人 社会福祉士 1人	保健師・看護師 32人

7 児童発達支援センターの設置場所について

		メリット	デメリット	共通する課題
①	中央消防庁舎跡地 (賃貸・新築)	○市中心部にあり利便性が高い ○筑波大学附属病院に近く、大学と連携した事業となる	○大学主体での新築・設計であれば、調整が必要。	○一定規模の駐車場の確保が必要 ○福祉支援センターの今後(＊)
②	桜庁舎跡地(新築)	○大規模に新設すると、保健センターや保育関係施設を同一建物に設けることが可能	○大規模になるほど多額の予算が必要であり、実現に時間がかかる可能性がある。 ○測量から実施するため、一定の建設期間が必要	
③	豊里保健センター(改修)	○建屋はあり、内部の改修であれば、予算は多額にはならず、工期も長くかからない	○施設面積に限界があり、保健センターや保育関係機関が同一建物に入ること は難しい ○公共交通機関が充実していない	

意見の一致は見なかったものの、児童発達支援センターの設置場所については

①中央消防庁舎跡地、②桜庁舎跡地、③豊里保健センターの順番で賛成が多かったことから、つくば市に対して、その順番でさらに検討を進め、予算を確保した上で、設置することを求めます。

※福祉支援センターの療育部門については、民間事業所で対応していないケアを行うことに重点化するため、児童発達支援センターに職員を集中させるとともに、民間事業所との役割分担を行っていくことを望みます。